

五泉市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

五泉市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

別表中

「

区 分	委 員
法第 6 条第 2 項第 3 号 の委員	五泉市社会福祉協議会
	日本労働組合総連合会新潟県連合会 下越地域協議会五泉支部

」を

「

区 分	委 員
法第 6 条第 2 項第 3 号 の委員	五泉市社会福祉協議会
	五泉市健康福祉課
	日本労働組合総連合会新潟県連合会 下越地域協議会五泉支部

」に改める。

附 則

この規約は、平成 22 年 6 月 25 日から施行する。